

## 出版権的構成、その他の構成に係る検討

1. 出版権的構成<sup>1</sup>について

## (1) 対抗制度の制度設計

## 【従前の議論】

出版権的構成における独占的ライセンスの対抗制度については、令和元年度審議経過報告書において、以下のとおり整理している<sup>2</sup>。

出版権的構成の場合は、…独占的ライセンスのうちの独占性の部分のみを取り出して対抗制度の導入するものではなく、利用権の部分も含めた物権的な独占的ライセンスの対抗制度の問題となるため、その対抗制度は、基本的には出版権の対抗制度（著作権法第88条参照）と同様のものになるものとする<sup>3</sup>。

もともと、独占的利用許諾構成において検討したとおり、出版権の対抗制度のような既存の著作物単位の登録対抗制度について様々な課題が指摘されていることを踏まえて、独占的利用許諾構成における独占的ライセンスの対抗制度の制度設計にあたっては、(i) 著作権法上の既存の登録対抗制度と同様の著作物等单位での登録対抗制度を採用しつつ当該登録の代替となる対抗要件を別途設けることや(ii) 既存の登録対抗制度の改善について検討する必要性が指摘されたところである（その検討については資料2の1. 参照）。

## 【論点】

- ① 独占的利用許諾構成に関し資料2の1. において検討した内容は、出版権的構成にも妥当すると考えてよいか。

## (2) 著作権者等の意思への配慮の要否及び方法

## 【従前の議論】

独占的利用許諾構成においては、独占的ライセンスに基づく差止請求権を認める場合に、著作権者等の承諾や著作権者等の意思に反しないことを要件とすべきか、仮に、要件とすべきでないとする場合は、他に著作権者等の意思に配慮した要件（例えば、著作権者等に対する事前通知義務を課す等）を設けることが考えられるか、について以下のとおり整理している<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 「出版権的構成」とは、分野を限らない形で、特許法における専用実施権や著作権法における出版権のような準物権的な独占的利用権を創設する形の課題解決手段を指す（著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書（令和2年1月22日）（以下「令和元年度審議経過報告書」という。）20頁）。

<sup>2</sup> 令和元年度審議経過報告書8頁

<sup>3</sup> 著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書（令和3年1月13日）（以下「令和2年度審議経過報告書」という。）25頁

独占的ライセンスに基づく差止請求権の発生要件や行使要件として著作権者等の承諾やその他の著作権者等の意思に配慮した要件は不要であり、著作権者等への意思への配慮の方法としては独占的ライセンシーの差止請求権の行使について契約上の制限をかけることで対応すれば足りると考えられる。

また、訴訟手続面での配慮の要否といった観点からも検討を行っており、その際に出権的構成との関係で以下のような指摘があった。

差止請求権の実体法上の発生要件や行使要件として著作権者等の承諾やその他の著作権者等の意思に配慮した要件は不要だとしても、独占的ライセンシーが差止めを求めて訴訟提起した場合において、著作権者等がその訴訟に関与することができるようにするために、独占的ライセンシーに著作権者等に対する法律上の事前通知義務を課すなどといった訴訟手続面での配慮は必要ではないか、このような配慮の要否は、独占的利用許諾構成と出権的構成で違いが生じ得ると思われるため、…さらに検討を行うべきである、との意見があった。

(略)

さらに、出権的構成においては、出権者が訴訟提起する場合における著作権者等の訴訟関与の機会の保障について特別な規定は設けられていないことから、そのような規定の要否については、独占的利用許諾構成と出権的構成で違いが生ずるのか否かという観点からも検討する必要がある、との指摘もあった。

※独占的利用許諾構成における訴訟手続面での配慮の要否については資料2の2. を参照

### 【論点】

- ①著作権者等の意思への配慮の要否（訴訟手続面での配慮の要否含む）及び方法について、独占的利用許諾構成と出権的構成で考え方に違いがあるか。

### (3) 施行日前に設定された独占的ライセンスの取扱い

#### 【従前の議論】

独占的利用許諾構成においては、現に存在する債権的な独占的ライセンスを含めて、独占的ライセンシーに差止請求権を付与する制度を導入してもらいたいというニーズがあることを踏まえ、仮に独占的ライセンシーに差止請求権を付与する制度が導入された場合の同制度の施行日前に設定された独占的ライセンスの取扱いについて、以下のとおり整理している<sup>4</sup>。

基本的には、施行日前に設定された独占的ライセンスであるからといって、差止請求権の付与が否定されることはないと考えられるが、施行日前に設定された独占的ライセンスに差止請求権を付与するにあたっては、独占的ライセンス

<sup>4</sup> 令和2年度審議経過報告書34頁

の対抗制度について施行日前に現れた著作権等の譲受人や他のライセンシーの予測可能性を害さないような制度設計を行うことや独占的ライセンシーの差止請求権が認められないことを前提に独占的ライセンスを設定していることについて著作権者等に保護すべき利益が認められるような例外的な場合の有無等についてさらに検討する必要があると思われる。

### 【論点】

- ① 出版権的構成における施行日前に設定された独占的ライセンスの取扱いについてどのように考えるか。  
→ 施行日前において出版権的構成における準物権的な独占的利用権が設定されることはないため、出版権的構成では、独占的利用許諾構成とは異なり、施行日前の独占的ライセンスに差止請求権を認めることは困難ではないか。

## (4) 権利の範囲・差止めの範囲

### 【問題の所在】

特許法の専用実施権では、権利の範囲はその設定行為によって定まり（特許法第77条第2項）、当該権利に基づく差止めの範囲についてもそれによって画される。

他方、現行の出版権制度においては、設定できる権利の範囲が一定程度法定されており、その範囲内で当事者の設定行為で定めるところにより権利を有するとされている（第80条第1項）。

また、当事者の設定行為によりどこまで細分化して権利を設定できるかという点については、現行の出版権制度において、出版権が準物権的な性質を有することとの関係で解釈上の限界についての議論がある。

そこで、特許法の専用実施権制度や現行の出版権制度との関係で、出版権的構成における独占的利用権の範囲・差止めの範囲についてどのように考えるべきかが問題となる。

### 【論点】

- ① 設定できる権利の範囲について  
→ 今回は出版権とは異なり、分野を限らない形で独占的利用権を創設することを想定しているため、設定できる権利の範囲は基本的には当事者の設定行為により定まることとし、その限界等について法定は不要か。
- ② 独占的利用許諾構成との違いについて<sup>5</sup>  
→ 独占的利用許諾構成と出版権的構成で設定できる権利の範囲や差止めの範囲について違いがあるか。前者の方が柔軟にその範囲を設定し得ると考

<sup>5</sup> この点については、令和元年度のワーキングチームにおいて実施された関係者へのヒアリングの際に、「現行出版権規定が支分権単位での設定となっていることを考えると、出版権的構成だと実際の利用形態に対応が難しく、過剰または不十分なものになってしまう危険があるのではないか」との指摘があった（令和元年度審議経過報告書17頁）。

える余地があるか。特に、当事者の設定行為によりどこまで細分化して権利を設定できるかという点について、独占的利用許諾構成と出版権的構成で違いがあるか。

## （５） 現行出版権制度の各規定との関係

### 【問題の所在】

現行の出版権制度においては、著作権者の利益保護や出版界の慣行を考慮して、継続出版義務（第８１条）、修正増減権（第８２条）、出版権の存続期間（第８３条）、出版権消滅請求（第８４条）といった規定が設けられている。

そこで、これらの現行出版権制度で設けられている規定と同様の規定を、出版権的構成における独占的利用権の制度においても設ける必要があるかが問題になる。

### 【論点】

- ①継続出版義務（第８１条）、修正増減権（第８２条）、出版権の存続期間（第８３条）、出版権消滅請求（第８４条）の各規定について  
→出版権的構成における独占的利用権の制度においても設けるべき規定があるか。特許法における専用実施権にはこれらと類似の規定は存在しないが、出版権的構成における独占的利用権についてもこれらと類似の規定は設けないということも考えられるか。

## （６） 現行出版権制度の取扱い

### 【問題の所在】

仮に、出版権的構成により独占的利用権の制度を導入する場合、現行の出版権制度の取扱いについても検討する必要がある。

### 【論点】

- ①現行の出版権制度の取扱い  
→（i）現行の出版権制度は残しつつ、新たに分野を限定しない形の独占的利用権の制度を創設すること、（ii）現行の出版権制度も含めて新たな独占的利用権の制度に一本化することの大きく２通りの方法が考えられるが、いずれを採用するかを検討するにあたって留意すべき点があるか<sup>6</sup>。

---

<sup>6</sup> この点については、出版関係団体から「出版権的構成については、そもそも出版権規定が妥協の産物であり、使いにくいところがあるとはいえ、出版界は８０年以上出版権規定とつきあってきており、その見直しにつながるのであれば、積極的に出版権的構成を推すことはできない。」との意見が示されている（令和元年度審議経過報告書１６頁）。

## (7) その他

### 【論点】

- ①その他、出版権的構成について留意すべき点があるか。  
→特許法その他の知的財産権法との関係や独占的利用許諾構成と出版権的構成との違いについて、これまで挙げられている点のほかに、留意すべき点があるか。

## 2. その他の構成について

### 【従前の議論】

その他の構成としては、以下のような2つの構成が検討対象として想定されていたところ、これらの構成については、独占的利用許諾構成や出版権的構成についての検討の結果、それらの構成では不十分又は不都合となった場合に検討を進めることとされていたところである<sup>7</sup>。

- ・独占的ライセンシーが、著作権者等が有する差止請求権を代位行使する際の要件を明文化した規定を創設する。
- ・著作権法第118条のように一定の場合に独占的ライセンシーが自己の名をもって、権利保全行為を行い得る旨の規定を創設する。

### 【論点】

- ①その他の構成についての検討の要否

以上

---

<sup>7</sup> 令和元年度審議経過報告書21～22頁